（第２条第３項の適用除外）

第18条　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日前に製作等をしたもの（平成26年改正告示による改正後の第２条の基準に適合するものとして法第６条第１項の指定を受けた特定原動機及び前条１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日以降に製作等をしたもののうち、法第17条第１項ただし書の確認を受けた特定特殊自動車に搭載された特定原動機を除く。）については、第２条第３項の規定は適用しない。

定格出力	適用日
19kW以上130kW未満	平成29年９月１日
130kW以上560kW未満	平成28年９月１日

２　法第12条第３項の規定による承認を受けた少数生産車に搭載された特定原動機については、第２条第３項の規定は適用しない。

（平成26年改正に係る型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置に関する適用関係）

第19条　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、第６条の規定にかかわらず、平成22年３月18日以後、第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に型式指定特定原動機とみなす特定装置にあっては、適用整理告示第28条第155項、第157項、第159項及び第161項並びに細目告示第41条第２項第１号の基準に適合するものであればよい。

（平成26年改正に係る特定特殊自動車技術基準に関する適用関係）

第20条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第７条第２号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造を有する特定特殊自動車にあっては、当該特定原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないもので、かつ、平成22年３月18日以後、第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）前に法第10条第１項の規定による届出がされた場合に限り、特定特殊自動車技術基準に適合するものとすることができる。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、当該汚染の度合いが25％を超えないものとみなす。

２　法第17条第１項ただし書の確認を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、平成22年３月18日以後、第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に製作等をしたものは、第７条第２号の規定にかかわらず、前項の条件を満たすものであれば、規則第11条第１項第２号の基準に適合するものとする。

３　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたもののうち、その搭載される特定原動機が第17条第３項の規定の適用を受けるものは、第７条第２号の規定にかかわらず、第１項の条件を満たすものであれば、規則第11条第１項第２号の基準に適合するものとする。

（平成26年改正に係る適用日以後の型式届出特定特殊自動車に係る技術基準に関する適用関係）

第21条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である特定原動機を備えたものは、第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日（輸入特定特殊自動車にあっては、同表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる輸入特定特殊自動車の適用日。この場合において、同表中「輸入特定原動機の適用日」とあるのは「輸入特定特殊自動車の適用日」と読み替える。）以後に、法第10条第１項の規定による届出がされる場合においては、第７条第２号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第２条第１項第２号又は第６条の規定に適合しなければならない。

２　軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車であって、第18条第１項の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる適用日以後に製作等をしたものは、第７条第２号の規定に適合し、かつ、その搭載される型式指定特定原動機は、第２条第１項第２号又は第６条の規定に適合しなければならない。

（平成26年改正に係る基準適合表示の様式の細目に関する適用関係）

第22条　軽油を燃料とする型式届出特定特殊自動車のうち第20条第１項の規定により特定特殊自動車技術基準に適合することとなるものであって、その搭載される型式指定特定原動機が平成26年改正告示による改正前の特定原動機技術基準又は第17条第１項若しくは第19条の規定に適合するものについて、規則第16条第１項の規定により同項第２号に規定する様式第８の２に表示する年は、第８条の規定にかかわらず、同様式に表示を付する特定特殊自動車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず2011年とする。

２　軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち法第12条第２項に規定する道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行したものであって、第19条の規定に適合するもの又は第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けたもの若しくは道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の３第１項の規定によりその型式について認定を受けたもの（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第２条第２項第２号に規定するものを除く。）について、規則第16条第１項の規定により同項第２号に規定する様式第８の２に表示する年は、第８条の規定にかかわらず、同様式に表示を付する特定特殊自動車が搭載する特定原動機の定格出力にかかわらず2011年とする。

（平成26年改正に係る少数生産車の基準の細目に関する適用関係）

第23条　軽油を燃料とする特定特殊自動車であって次の表の左欄に掲げる定格出力である特定原動機を備えたもの（第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力（56kW以上560kW未満に限る。）に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受けたものを除く。）は、第９条の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる基準に該当し、かつ、第17条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力（56kW以上560kW未満に限る。）に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に少数生産車の承認を受ける場合に限り、規則第18条第１項第２号ロの規定により承認を受けた少数生産車とすることができる。

定格出力	同等とみなす基準
56kW以上560kW未満	Interim Tier4、Stage Ⅲ B

備考

１　Interim Tier4は、Part1039に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。

イ　Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準

ロ　Part1039のSubpart Hに規定するABT programを適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となるthe family emission limit for the engine familyの基準

２　Stage Ⅲ Bは、97／68／ＥＣ及びその改定指令に規定する基準をいう。